

○ 自動車交通振動の限度に係る特に静穏の保持を必要とする区域等

笠間市告示第287号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の表備考第1項及び第2項の規定に基づき、自動車交通振動の限度に係る特に静穏の保持を必要とする区域等として市長が定める区域の区分及び時間の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

笠間市長 山口 伸樹

1 区域の区分

- (1) 第1種区域 平成24年4月1日笠間市告示第285号により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域として指定された区域
- (2) 第2種区域 指定地域のうち、第2種区域として指定された区域

2 時間の区分

- (1) 昼間 午前6時から午後9時まで
- (2) 夜間 午後9時から翌日の午前6時まで